# ご説明資料

令和5年10月31日



総務省

# 総務省の対応

○「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議で取りまとめた『被害者の 救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策』(令和 4年11月10日)も踏まえ、<u>行政相談における対応、地方公共団体</u> との連絡調整を実施。

## 1. 行政相談における対応

全国50 か所の総務省行政相談センターにおいても、どこに相談したらよいか分からないものを含め寄せられた相談について丁寧に内容を聞き取った上で法テラスを始めとする関係機関等を案内するなど、適切な対応を継続する。

### 2. 地方公共団体との連絡調整

相談対応に係る関係省庁が地方公共団体の担当部署に宛てて発出した協力依頼通知を、各団体内で総合調整などを担当する総務担当部長にも情報提供することにより担当部署間で連絡を密にするなど、当該通知に基づく適切な対応を要請している。

- ・R4.9.7、R4.10.7、R4.11.11、R5.3.30、R5.8.31 (関係省庁の通知をとりまとめ、情報提供・要請)
- · R5.3.24

(法務省から要請を受け、自治会・町内会等に対し要保護児童対 策地域協議会の取組に係る周知・協力を総務省より依頼)

# 困ったら 一人で悩まず 行政相談

総務省の「行政相談」は、国民の皆さまからの国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、幅広い分野の御相談をさまざまな窓口で受け付け、必要に応じ、関係機関に確認するなどして回答を行い、相談内容の解決や実現の促進、行政の制度・運営の改善を図ります。

相談は無料で、秘密は厳守します。

令和4年度は、約13万件の相談を受け付けました。

行政相談 マスコット 「キクーン」

0

回答

様々な窓口で 御相談できます

# 国民(相談者)

# 総務省行政相談センター

(愛称 きくみみ)

管区行政評価局・行政評価事務所・ 行政監視行政相談センターの 行政相談窓口(全国50か所)



行政苦情110番 0570-090110



インターネット などによる相談

# 総合行政相談所

全国17都市のデパート などで開設

## 一日合同行政相談所

10月の行政相談週間を中心に開設

# 特別行政相談所など

災害時などに随時開設

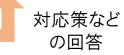
## 行政相談委員

(全国に約5,000人配置)

- 総務大臣から委嘱された民間有識者
- 全国の市区町村に1人以上配置
- 役場、公民館などで定期的に相談所を開設

改善の 働きかけ

行政機関



未成年の方や、宗教二世・三世の方 からのお問合せにも対応します!

# 哲法等对応久

# 00 0120 - N

受付時間 9:30~17:00

国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可)

日本司法支援センター



**霊感商法**に限らない**金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮**など、

# 問題やこれと同種の問題でお悩みの方、

# まずはお電話ください

- 「旧統一教会」問題に限らず、これと<u>同様のお悩み</u>を抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
- お悩みに応じた相談窓口をご案内します
- 経済的にお困りで法的トラブルをお抱えの方は、法テラスによる無料法律相談や弁護士費用等の立替え をご利用できることがあります

### 様々なお悩みに対応

人権相談

#### 連携機関等

孤独・孤立

内閣官房 警察庁

犯罪被害

消費者

消費者庁 こども家庭庁

児童虐待

総務省 行政相談

法務省 文部科学省 厚生労働省

いじめ・修学

生活困窮・就労

外務省 在外邦人

日本弁護士 連合会

法的問題

お悩みに応じて、こんな**相談窓口**もご利用できます

#### 警察相談専用電話

(#(シャープ)9110)

各都道府県警察本部・警察署にお ける相談窓口



犯罪による被害等の 相談を受け付けます!

#### 消費者ホットライン

、ぃゃゃ (188)

消費者トラブルに関する相談を 受け付けます!

高価な物品を買わされたが 取り消せないか 等



### みんなの人権110番 (0570 - 003110)

人権についてのお悩み 人権イメージキャラクター 何でも受け付けます!



差別を受けた

いじめを受けた

○ ネットで誹謗中傷された 等 人KENあゆみちゃ

行政相談「きくみみ」

(0570 - 090110)

どこに相談してよいか分からない

お困りごとは行政相談へ! 関係機関を案内します。

きくみみ

困ったら -人で悩まず 行政相談!

### 在外公館 (大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、 最寄りの在外公館にお問 合せください。

